労働協定の追加事項

Valdemir de Souza Santana（ヴァルデミール・ディ・ソウザ・サンターナ）委員長を代表者とするマナウス金属・機械・電気器材工業労働組合　CNPJ　N.º 04.405.262/0001-97 と、Athaydes Mariano Felix（アタイディス・マリアーノ・フェリックス）会長を代表者とするマナウス金属・機械・電気器材工業組合 CNPJ　N.º 04.218.277/0001-46 及び、Athaydes Mariano Felix（アタイディス・マリアーノ・フェリックス）役員を代表者とする鉄道・道路設備器材工業州間組合　CNPJ　N.º 62.520.960/0001-30 はで合意のもと妥結された２０１２／２０１３年労働団体協定に対する**本追加事項に包括される会社**は；

BEND STEEL IND. E COM. ESTAMPADOS DE METAIS LTDA;

CORNETA LTDA;

DAIDO IND. DE CORRENTES DA AMAZÔNIA LTDA;

FCC DO BRASIL LTDA;

FEDERAL MOGUL IND. AUTOPEÇAS LTDA;

HONDA COMPONENTES DA AMZÔNIA LTDA;

HONDA LOCK;

HTA INDÚSTRIA E COMÉRCIO LTDA;

KEIHIN TECNOLOGIA DO BRASIL LTDA;

KOSTAL DA AMAZÔNIA IND. COM. AUTOPEÇAS LTDA;

LEAKLESS DO BRASIL LTDA;

MANN+HUMMEL LTDA;

METALFINO DA AMAZÔNIA LTDA;

METALÚRGICA SETE DE SETEMBRO LTDA;

MITSUBA DO BRASIL LTDA;

MOTO HONDA DA AMAZÔNIA LTDA;

MUSASHI DA AMAZÔNIA LTDA;

NIPPON SEIKI DO BRASIL LTDA;

POLIAMAZON POLIMENTO DA AMAZÓNIA LTDA;

REFLECT LTDA;

SAKURA EXHAUST DO BRASIL LTDA;

SCÓRPIO DA AMAZÔNIA LTDA;

SHOWA DO BRASIL LTDA;

SODESIA TECNOLOGIA DE CORTE LTDA;

SUMIDENSO DA AMAZÔNIA IND. ELÉTRICAS LTDA;

YASUFUKU POLÍMEROS DO BRASIL LTDA;

YAMAHA MOTOR DA AMAZÓNIA LTDA;

YAMAHA MOTOR COMPONENTES DA AMAZÓNIA LTDA;

YAMAHA MOTOR ELETRONICS DO BRASIL LTDA;

e

WAPMETAL COMPONENTES METÁRICOS E AUTOMAÇÃO LTDA;

労働団体協定第３条、第３項の記載事項に記載されている、全部門に対して示された調整率を適用する状態ないないことが証明される場合は、違った調整率を採用することが出来るという、記載に従って、上記に記載された会社にのみ適用される第３条を下記内容で変更し、労働団体協定のその他全ての条項の記載事項はそのままとすることを合意し、ここに変更する；

３条　－　給料調整

上記に明記された会社の労働者の 2012 年 7 月 31 日現在の給料は、2012 年 8 月 1 日から下記の調整率が適用される。

a) 給料が R$5.000,00 までは０７,０％の調整とする。

b) 給料が R$5.001,00 から R$7.0000,00 までは０６,５％の調整とする。

c) 給料が R$6.500,00 以上は０６,０％の調整とする。

第１項　　上記の給料調整は、2011 年 8 月 1 日から 2012 年 7 月 31 日の期間に与えられた、昇格、同種同一給料、年齢給、昇給、試用終了、実質昇給及び職位と給料及び給料プランによる給与調整を除く全ての先行調整分はこの調整率の中で補正される。

第２項　　2011 年 8 月 1 日から 2012 年 7 月 31 日の期間に採用された従業員にも、職種給料パターン枠の給料を超えない範囲で同じ調整率が適応される。職種給料パターン枠外で雇用された従業員、あるいは同時期に事業を開始した企業は 2011 年 7 月 31 日までの労働期間に比例した調整率が適用される。

第 3 項　　本協定に包括される会社で、上記の給料調整率を適用する状態にないことが証明できる場合は、本労働団体協定に対しての追加協定として違った調整率を個別に妥結することが出来る。

２０１２年８月１日

以下、各代表サイン

SAMI CULTURA JAPONESA IDIOMA LTDA
Rua Fortaleza, 201 Loja-6 Adrianópolis Manaus Amazonas Brasil CEP 9057-080
TEL; +55-92-3633-1908/+55-92-8123-9591
hisashi_umetsu1948@yahoo.co.jp/www.samicultura.com.br